

【既設合併処理浄化槽の寄附について】

京丹後市 上下水道部 下水道整備課

京丹後市水洗化計画の見直しにより浄化槽市町村整備推進事業（合併処理浄化槽を市が設置および維持管理をする事業）区域が変更になりました。

この事業では、個人で既に設置された合併処理浄化槽について、「合併処理浄化槽寄附採納願」により寄附を受けたものは、市の所有とし市が維持管理を行い、使用料をいただくこととなります。次の事項にご留意のうえ、寄附採納のご希望があれば、受付開始日以降に手続きを行ってください。

なお、寄附採納の手続きをされない場合は、引き続き個人で維持管理をされるものとしますので、ご了承ください。

◎ 寄附採納対象区域

峰 山 町	：西山、小西、新治、二箇、久次、五箇、鱒留、橋木、石丸、赤坂の一部
大 宮 町	：奥大野、上常吉、下常吉、五十河、延利、久住、明田、新宮
網 野 町	：浅茂川の一部、下岡の一部、小浜の一部、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、新庄、日和田、溝野、磯
丹 後 町	：徳光の一部（西小田）、岩木、是安、吉永、矢畑、竹野、宮、牧ノ谷、願興寺、家ノ谷、筆石、乗原、此代、平、井上、中野、井谷、畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山
弥 栄 町	：吉沢の一部（小原）、等楽寺の一部（堀越）、中山、中津、田中、野中、吉野、霰、須川、来見谷、大谷、味土野
久美浜町	：神谷、河梨、口馬地、奥馬地、口三谷、奥三谷、甲坂、栃谷、畑、金谷、市場、出角、須田、新庄、橋爪、海土、油池、西橋爪、坂井、友重、品田、新谷、谷、芦原、島、尉ヶ畑、奥山、二俣、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、女布、丸山、永留、壱分、大井、関、三原、河内、蒲井、旭

◎ 上記以外に、集合処理地区（下水道区域）であるが、集合処理とすることが困難なお宅

○ 申し込みについて

「合併処理浄化槽寄附採納願」に必要事項をご記入のうえ、下水道整備課または市民局へご提出ください。

○ 寄附採納について

寄附採納は無償とします。

合併処理浄化槽の種類（名称、型式、認定番号）が明確であるもの。

浄化槽保守点検業者と浄化槽の維持管理契約を締結し適正に管理を行っているもの。

更に法定検査を受検済みであること。（現地確認を行います）

50人槽以下の浄化槽であること。

※修繕が必要な合併処理浄化槽は寄附採納を受けることが出来ません。

○ 受付について

平成22年7月1日（木）から（閉庁日は除きます。）

○ 寄附採納の決定について

寄附採納の可否は、書類審査および現地調査を行い、条件に適合することを確認後、寄附採納決定通知書の送付をもって寄附採納の決定とします。

○ 井戸水など水道水以外の水を使用されているご家庭について

水道水以外の水を使用されている場合は、市が井戸水などに対して水道メーターの設置工事を行います。（工事費は市が負担しますが、メーター使用料は個人負担となります。）

○ 寄附採納後の個人負担について

寄附採納を受けた施設は、放流先水路の通常の軽微な清掃（草刈、泥上げなど）については、個人または組合、区などをお願いします。

ブロー等浄化槽の運転に必要な電気料金について負担をお願いします。

施設の使用に係る使用料の算定は、下水道と同じようにご家庭に設置した水道メーターの使用量に基づき算定した額とします。

（例：月30m³使用の場合・・・浄化槽使用料金4,180円）

使用料徴収の開始月は寄附採納決定通知書記載日の月の翌月より発生します。

（例：寄附採納決定通知書記載日が22年10月1日の場合は、10月使用分を11月に請求させていただきます。）

徴収した使用料金は、施設の維持管理などに充てます。

※詳しくは、京丹後市上下水道部下水道整備課（TEL0772-69-0550）へお問い合わせ下さい。